

広島県訓令第三号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十四号を第十六号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の二号を加える。

十一 減災対策推進担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる減災対策推進担当課長をいう。

十二 土砂法指定推進担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる土砂法指定推進担当課長をいう。

第八条第三項中「都市技術審議官」を「都市建築技術審議官」に改め、同条第六項中「政策監」の下に「減災対策推進担当課長、土砂法指定推進担当課長」を加え、同条第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。
7 政策監（土木建築局都市計画課に置かれるものに限る。）は、前項に規定するものほか、別表第三に掲げる課長の専決事項のうち、課長が局長の承認を得て指定するものについて専決することができる。

別表第一中「土木局」を「土木建築局」に、「土木総務課」を「土木建築総務課」に改める。

別表第三会計管理部の部会計総務課の項課長専決事項の欄第一号を次のように改める。

一 県が発行した証紙の買戻し

別表第三会計管理部の部会計総務課の項課長専決事項の欄第二号及び第三号を削り、同表地域政策局の部市町行財政課の項課長専決事項の欄第一号を次のように改める。

一 地方自治法第二百八十六条第一項の規定による一部事務組合の組織団体数の増減、共同処理事務の変更又は規約の変更の許可

別表第三健康福祉局の部健康福祉総務課の項を次のように改める。

化子少・て育子	
	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの （一） 第二十条第一項の規定による療育の給付 （二） 第二十一条の二において準用する第十九条の二十第一項の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定 二 母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）

課 策 対	課 援 支 者 爆 被
<p>第二十條第七項の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定</p> <p>三 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）附則第二十九条ただし書の規定によりなお従前の例により行われる同法第四十二条の規定による改正前の母子保健法第二十條第一項の規定による未熟児に対する養育医療の給付に要する費用の支弁及び負担</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第七十三條第一項の規定による診療内容及び自立支援医療費等の請求の審査並びに自立支援医療費等の額の決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第一条の二第一号に規定する医療に係るものに限る。）</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十五号）附則第二條第一項ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる障害者総合支援法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（障害者総合支援法施行令第一条の二第一号に規定する医療に係るものに限る。）</p> <p>（一）第五十八條第一項の規定による自立支援医療費の支給</p> <p>（二）第五十八條第五項の規定による費用の支払</p>	<p>一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第二條第三項の規定による被爆者健康手帳の交付</p> <p>（二）第七條の規定による健康診断に係る経費の支払</p> <p>（三）第二十四條第一項の規定による医療特別手当の支給</p> <p>（四）第二十五條第一項の規定による特別手当の支給</p> <p>（五）第二十六條第一項の規定による原子爆弾小</p>

別表第三健康福祉局の部こども家庭課の項課長専決事項の欄中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削り、同部被爆者支援課の項を削り、同部医療保険課の項を次のように改める。

	<p>頭症手当の支給</p> <p>(六) 第二十七条第一項の規定による健康管理手当の支給</p> <p>(七) 第二十八条第一項の規定による保健手当の支給</p> <p>(八) 第三十一条の規定による介護手当の支給</p> <p>(九) 第三十二条の規定による葬祭料の支給</p> <p>(十) 第三十三条第三項の規定による特別葬祭給付金を受ける権利の認定</p> <p>二 毒ガス障害者に対する救済措置要綱（昭和五十九年四月十日衛発第二百六十六号厚生省公衆衛生局長通知）に基づく健康診断に係る費用の支払並びに医療費及び諸手当の支給</p>

別表第三健康福祉局の部健康対策課の項課長専決事項の欄中第五号(四)及び(五)並びに第六号から第九号までを削り、第十号を第六号とし、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、同部食品生活衛生課の項の次に次のように加える。

地域包括ケア・高齢者支援課	<p>一 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第七条の規定による民生委員の再推薦の命令</p> <p>(二) 第十一条の規定による民生委員解嘱の具申</p>	<p>一 民生委員法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第五条第一項の規定による民生委員の推薦</p> <p>(二) 第二十条第一項の規定による民生委員協議会を組織すべき区域の決定</p>
地域福祉課	<p>一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第三項の規定による保険医療機関等との契約の認可</p>	<p>一 国民健康保険法第八十九条第一項の規定による保険医療機関等の出頭要求等の承認</p> <p>二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三百三十三条第二項の規定による後期高齢者医療広域連合との協議</p>
地域福祉課	<p>一 災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第九条の規定による病院等の管理、土地、家屋等の使用及び物資の生産、</p>	<p>一 災害救助法第九条の規定による病院等の管理、土地、家屋等の使用及び物資の生産、集荷等を業とする者に対する物資の保管命令又は物資の取用に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与</p>

	<p>集荷等を業とする者に対する物資の保管命令又は物資の収用の収用 (二) 第十一条の規定による通信設備の使用</p>	
--	---	--

別表第二健康福祉局の部高齢者支援課の項を削り、同表商工労働局の部経営革新課の項課長専決事項の欄第四号(四)を削り、同表農林水産局の部団体検査課の項の次に次のように加える。

<p>課進推携連・売販</p>	<p>一 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六十四条第一項の規定による業務規程の変更の承認</p>
-----------------	---

別表第二農林水産局の部農業担い手支援課の項中「農業担い手支援課」を「就農支援課」に改め、同部農業産地推進課の項中「農業産地推進課」を「農業経営発展課」に改め、同項課長専決事項の欄第二号を削り、同部販売推進課の項を削り、同部農業技術課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

二 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十九条第二項の規定による事故肥料の譲渡の許可

別表第三農林水産局の部森林保全課の項課長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表土木局の部局課の欄中「土木局」を「土木建築局」に改め、同部土木総務課の項中「土木総務課」を「土木建築総務課」に改め、同部技術企画課の項課長専決事項の欄第一号中「土木局」を「土木建築局」に改め、同部空港振興課の項課長専決事項の欄第二号(一)中「第五条ただし書」を「第六条ただし書」に改め、同号(二)中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号(三)を削り、同号(四)中「第十五条」を「第十六条」に改め、同号(四)を同号(三)とし、同号(五)及び(六)を削り、同号(七)中「第十七条」を「第十八条」に改め、同号(七)を同号(四)とし、同号(四)の次に次のように加える。

(五) 第十九条第一項の規定による行為の中止又は退去若しくは原状回復その他必要な措置の命令

別表第三土木局の部空港振興課の項課長専決事項の欄第二号(八)中「第二十一条ただし書」を「第二十三条ただし書」に改め、同号(八)を同号(六)とし、同号(九)を削り、同欄第三号(二)及び(三)を削り、同号(四)中「第十六条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同号(四)を同号(二)とし、

同号に次のように加える。

(三) 第十六条第一項ただし書の規定による承認

別表第三土木局の部空港振興課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

四 広島県広島ヘリポート運用規程（平成二十四年広島県告示第八百六十一号）第四条第一項の規定による無線電話不装備の承認

別表第三土木局の部都市計画課の項局長専決事項の欄第三号(一)中「第四条第一項」の下に「及び第五十一条の二第二項」を加え、同号(五)を同号(七)とし、同号(四)の次に次のように加える。

(五) 第五十一条の十一第一項の規定による合併、分割又は事業の譲渡及び譲受けの認可

(六) 第五十一条の十三第一項の規定による事業の終了の認可

別表第三土木局の部都市計画課の項局長専決事項の欄第三号に次のように加える。

(八) 第七十一条の二第一項の規定による施行規程及び事業計画の認可

(九) 第二百二十四条第一項、第二百二十五条第三項及び第二百二十五条の二第三項の規定による処分取消し、変更又は停止

別表第三土木局の部都市計画課の項局長専決事項の欄第四号中(土)を(出)とし、(出)を(出)とし、(出)を(出)とし、(九)を(十)とし、(八)の次に次のように加える。

(九) 第五十八条第一項の規定による施行規程及び事業計画の認可

別表第三土木局の部都市計画課の項局長専決事項の欄第五号中(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、(二)の次に次のように加える。

(一) 第四十八条第二項の規定による定款又は事業基本方針の変更の認可

別表第三土木局の部都市計画課の項局長専決事項の欄第五号に次のように加える。

(四) 第七十二条第二項の規定による合併の認可

(五) 第八十五条第一項及び第二項の規定による議決、選挙又は当選の取消し

別表第三土木局の部都市計画課の項課長専決事項の欄第一号(一)を次のように改める。

(一) 第二十九条第一項及び第二項の規定による開発行為の許可（開発区域の面積五万平方米メートル未満のものに限る。）

別表第三土木局の部都市計画課の項課長専決事項の欄第三号中(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、(二)の次に次のように加える。

(一) 第八条第一項本文の規定による宅地造成工事の許可（造成面積五万平方米メートル未満のものに限る。）

別表第三土木局の部都市計画課の項課長専決事項の欄第四号(五)中「第七十八条第四項」の下に「及び第百十条第七項」を加え、同号(出)中「第二百二十五条第四項」の下に「及び第百二十五条の二第四項」を加え、同号中(出)を(出)とし、(十)を(出)とし、(九)を(十)とし、(八)を(十)とし、(十)の前に次のように加える。

(九) 第七十一条の三第十四項の規定による施行規程又は事業計画の変更の認可

別表第三土木局の部都市計画課の項課長専決事項の欄第四号中(七)を(八)とし、(八)の前に次の

